

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
修正案の審議	(1)	秋場委員	概要版P6、表1-3の「負圧の可能性を確認」に対し、P7の図1-3では「負圧」となっている。また、図1-3の⑥では、「極端に低い残圧」となっているので確認してほしい。	図1-3の「負圧」を「負圧の可能性を確認」に修正する。また、「極端に低い残圧」の表現については、整合性を整えた内容に修正する。	○	概要版P7、図1-3の「負圧」を「負圧の可能性を確認」に修正する。 概要版P6、表1-3の朝比奈原受水点を「低い残圧となる可能性を確認」に修正し、図1-3と整合する。
		佐藤委員長 (清水委員質疑)	第1回審議会の中で、右岸系の負圧の可能性と調整池等の貯留時間に関する課題を説明したが、優先順位2から4の管路を整備することで課題は解決するのか。これらの課題を解決するには、優先順位5の右岸金谷調整池等の整備を待つ必要があるのではないかと。	優先順位2から4の管路を整備することで、一部受水点における負圧の可能性は解消される。また、一部調整池の貯留時間に関する課題についても、部分的に解消されるが、右岸全体の滞留時間を解消するには、優先順位5の整備が必要になる。 上記の負圧と貯留時間の課題に加えて、地震被害率等を含む管路機能の課題も、優先順位2から4の整備により段階的に解消される。	-	-
⑤財政計画の審議	(2)	山下委員	概要版P21について、事業費を平準化した結果事業費分布に凹凸がある結果となった理由を詳しく記載したらどうか。また、平準化した結果が限定的となったことを省略しているので、可能な限り内容を明記してほしい。	概要版では、更新事業費の平準化に関する過程を省略し、平準化した事業費分布を示している。 なお、本編においては、Ⅲ-78から82に平準化による説明をしており、平準化前と平準化後を比較している。	○	概要版P21に本編及び概要版ともに、平準化後の結果と平準化が限定的となった理由を追記する。
	(3)	佐藤委員長	概要版P19、P20、の建設工事費デフレーターはどこから引用したか。建設工事費デフレーターは様々な種類がありますので、引用元を明確してほしい。	建設工事費デフレーターは、国土交通省が公表する「年度次」における数値を採用している。採用値は、「上・工業用水道」の「2021年度（暫定）」である。	○	概要版P19に建設工事費デフレーターの引用元を追記する。
			建設工事費デフレーターの値について、概要版P20では2020年度（暫定）を115.8、説明にあったパワーポイントのP26では115.7と記載があり、どちらが正しいか確認してほしい。	使用する建設工事費デフレーターの数値を確認し整合を図ります。	-	-
		佐藤委員長 (清水委員質疑)	概要版P19、3更新事業費の算出で、事業費単価は令和3年度から令和52年度を一定として、更新事業費を算出しているが、近年の建設工事費デフレーター値の推移を見ると年々上昇傾向にあり、事業費の上昇が見込まれると思うがどうか。	建設工事費デフレーターは、右肩上がりで見直されており、近年、特に上昇率が高い傾向である。このため、本更新事業費は、将来上昇が想定されるため、実施計画の策定後においては、5年に1度の頻度で、更新事業費の再算出を行い、財政収支の見通しの検討に反映する。	-	-
			概要版P31、財政収支の見直しについて、5年に1回の見直しをすとの記載があるが、計画の進捗に合わせ、建設工事費デフレーター値の見直しも併せて行うのか。	5年に1回の更新事業費の見直しは、最新の建設工事費デフレーター値を採用し、これを基に試算を行う。また、財政収支見直しにおいても、最新の更新事業費を組み込み検討を行う。	-	-
(4)	佐藤委員長	概要版P19、消費税率の一定とは10%を示しているのか。実施計画の中で、消費税率は10%で試算し、更新期間中は、10%で一定であることを記載してほしい。	消費税率は10%を示している。使用している消費税率の値を記載する。	○	概要版P19に消費税率10%を記載する。	
(5)	鎌田委員	建設工事費デフレーターは年々変化しているため、最新の建設工事費デフレーター値を参考値として計画の中に追記してほしい。実施計画の事業費を最新の値に修正すると時間がかかるため、本計画の採用値から上昇していることを追記や参照という形で明記した方がよい。	実施計画作成時点の建設工事費デフレーターについては、現時点で最新の値と差が発生している状況である。このため、最新の建設工事費デフレーター値を参考値として実施計画の中に追記する。	○	最新の建設工事費デフレーター値を参考として実施計画の中に追記する。	

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
⑤財政計画の審議			概要版P23、財政計画の設定事項について、「資産維持費は過去の物価上昇分を考慮して設定した」とあるが、その具体的にどのような数値を引用し、設定値がどうなったのか教えてほしい。	資産維持費の設定について、消費者物価指数の相互指数（直近40年の前年度からの平均上昇率）を採用し、1983年から2022年までの40年の平均上昇率0.66%としました。なお、試算前では、資産維持率を0.61%としている。	-	-
			概要版P23、表1-2にあります資産減耗費は資産額の5%としている根拠を教えてください。	「資産減耗費は資産額の5%」は、地方公営企業法の施行規則第15条第1項に基づき、定めている。	-	-
	(6)	秋場委員	<p>パワーポイントで説明がありました撤去費は、更新費用（単価）の30%を見込むとあるが、その根拠を教えてください。</p> <p>（説明後）更新費用（単価）の30%を見込む管路撤去費は、事業費として低いと考えられるため、積算等により試算をして結果を教えてください。</p>	<p>「撤去に係る費用を更新費用の30%とする。」は、施設更新基本計画、施設更新修正基本計画においても同様の撤去比率を採用している。</p> <p>ただし、令和4年度の水道事業実務必携によると、「铸铁管の取り外し歩掛」や、「撤去管の吊上積込歩掛」は、工事費に対して60%を乗じることから、本計画で採用する撤去費率は、実勢より低い懸念がある。</p> <p>このため、本実施計画では、管路撤去以外に、管路充填による廃止を積算により算入している。管路撤去と管路充填の延長内訳は、21.9kmの全廃止延長に対して、管路撤去は1.4km、管路充填は20.5kmとなる。管路撤去は、大井川河川横断を対象としているが、これ以外は、管路充填としている。</p>	○	河川横断箇所の撤去費用について、更新費用の30%の撤去費と、積算で管路撤去費の試算費を報告する。実施計画では、河川横断部分を暫定的に撤去から充填とし、今後の河川協議により、活用も考えていることを記述する。
		佐藤委員長 (清水委員質疑)	<p>概要版P23、1財政計画の1-1条件の設定のうち、「将来の事業費を確保するための資産維持費は、過去の物価上昇分を考慮して設定した。一方で、財政収支見通しは、物価上昇を加味しないため、資産維持費を内部留保資金から控除した。」について、もう少し具体的な説明をしてほしい。</p> <p>概要版P24の2つのグラフを作成するにあたり、内部留保資金から資産維持費を控除したのか。</p>	<p>資産維持費については、将来の物価上昇分等を財政収支上で一定率として積み上げるものである。支出となる施設更新事業費等は、物価上昇分等を加味していないため、資産維持費が支出されず、内部留保資金に積み上がる状態となり、実際の内部留保資金とはかけ離れたものとなる。</p> <p>この状態の財政収支見通しでは、実質的な内部留保資金の把握が確認できないため、試算上、内部留保資金から資産維持費を控除している。概要版P24の図にもある通り、財政収支見通しの結果は、この条件により、試算をしている。</p>	-	-
	(7)	佐藤委員長	概要版P23の条件の設定だけでは、資産維持費が分かりにくい。説明いただいた資産維持費について、計算方法や資産維持率の考え方の引用元、その採用理由を計画上に入れるのか、それとも、試算維持費の説明は、省略するか考えてほしい。このことを記載する場合は、しないと理解できないと感じた。	<p>資産維持費は、事業の施設全体の維持等のために、施設の建設、改良及び再構築等に充当する費用であり、維持すべき資産の残存価格に適正な率を乗じて算定した額になる。</p> <p>算定方法は、料金算定期間における期首と期末の償却対象額の平均値に資産維持率を乗じて算出している。こちらの平均値に0.66を乗じた値が1年分の資産維持費となる。</p> <p>資産維持率は、物価上昇等による建設費の増工等について対応するため、最小限必要となる率として、消費者物価指数の総合指数の1983年から2022年の直近40年間における前年からの変化率の平均値の0.66%を当企業団では採用している。ご指摘のとおり、理解しにくい部分があるので、表現を調整するような形で修正をしたい。</p>	○	資産維持費は料金に関する説明が必要となり、実施計画における財政収支においては、詳細の説明は省略できるため、内容を簡略化した記述とする。

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
⑤財政計画の審議	(8)	山下委員	概要版P23、表1-2給水収益は、現在の料金体系を令和10年度までとし、令和11年度以降は、施設更新を実施するため、現行料金体系のままでは財源が不足することが予想される。このため、試算案の給水収益を算入していると理解している。この試算案について、詳細な内容を記載するのか教えてほしい。	令和11以降の給水収益は、試算案による給水収益というよりは、総量を算出して、それに基づく給水収益という表現が正確である。令和11年度以降の給水収益に関しては、別の表現で記載することを検討する。 試算案の条件については、構成団体等の了解を得ていないため、実施計画に記載することは難しいと考えられる。	○	概要版P23に令和11年度以降の給水収益について、現在の表現（総量等）とは別の表現で記載し直す。
	(9)		今回の実施計画は、基本計画から開始時期を遅らせている。その理由として国庫補助制度の変更を挙げているが、国庫補助金は重要な財源となるので、その内容を明記したほうが良いのではないかと。	P23、表1-2(4条収支)収入にある国庫補助金は、生活基盤施設耐震化事業の水道管路緊急改善事業を主として試算している。今の記載内容は、当該補助事業名等しかないが、具体的に管路布設から40年の経過が対象となることを追記する。	○	概要版P8に補助制度の変更から、事業開始時期を遅らせたことと、その国庫補助制度変更から対象管路に変更が生じた内容を追記する。
			概要版P23、表1-2について、ベースの数値として、令和5年度当初予算見込値を採用しているが、令和4年度決算値を使用しなくて良いか。	電気料金や薬品代は、値上がりしており、現在の物価上昇等を考慮すると令和4決算値よりも物価上昇等を加味している令和5年度当初予算見込値の方が、令和5年度以降の状況において現実的であると判断し、採用している。	-	-
	(10)	佐藤委員長	概要版P23、表1-2(4条収支)「※榛南2市負担分を除く」について詳しく教えていただきたい。	大井川広域水道事業と榛南水道事業の統合は、榛南水道事業を廃止し、大井川広域水道事業から水道用水供給を行う。これに関わる整備は、廃止する榛南水道事業側が費用を負担し、同水道事業の構成団体である榛南2市が負担する。このことから、建設改良費は、榛南2市負担分を除いている。 なお、この整備に伴い、大井川広域水道事業の施設更新事業として整備が必要となる部分は、建設改良費として計上している。	○	概要版P23に建設改良費は、榛南2市負担分を入れていないことを分かりやすいように追記する。
⑥事業の実施効果と策定後の進め方の審議	(11)	山下委員	概要版P29(図4-3、図4-4)、令和12年より管路延長が急延伸している理由を注記したらどうか。	令和11年度から管路延長が増加しているのは、榛南水道事業との統合により、榛南水道管路の一部を企業団管路として組み入れたためである。なお、図4-3の管路更新を実施しない場合においても、榛南水道管路を企業団管路として組み入れたものとして比較している。	○	概要版P29に管路延長が急延伸している理由がわかりやすいように、図の近くに注釈を追加する。
			概要版P27の最後の部分において、第2期第1段階の管路は、別途、新たな更新による耐震化率の向上に努めると記載があり、概要版P29の最後の部分には、第2期第1段階の一部の管路については、別途、新たな更新により老朽化の抑制に努めると記載がある。この部分の内容は、計画期間の後半では、実施計画の更新以外に第2期第1階の管路更新を進めるということで解釈してよいか。	本実施計画において更新対象としない第2期第1段階の管路等は、本更新期間の後半で、これを対象とした新たな更新を別途、事業化するという解釈である。	-	-
		佐藤委員長 (清水委員質疑)	概要版P27、2-1管路の耐震化率の推移について、残置して活用する管路は、耐震化延長に含むのか？	更新後の活用する既存管は、耐震化率の延長に含んでいない。活用する既存管は、「緊急時の活用」や「更新スペースの確保」を目的としており、常時において、通水しないため、耐震化率の延長と分けて算出している。	-	-

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
⑥事業の実施効果と策定後の進め方の審議		秋場委員	概要版P28の上段の文書末尾の「維持管理等への配慮が必要である」について、具体的にどのような配慮が必要なのか、説明してほしい。	浄水場の最大稼働率が高まることにより、各施設の機器の処理能力は、余裕が小さくなるため、今以上に運用の配慮が必要となる。特に、漏水等により送水量が増加した場合や、原水濁度が急上昇した場合等の有事では、機器の稼働率が上昇するため、処理能力に配慮した維持管理が必要となる。	-	-
			概要版P27の耐震化率が、令和36年以降において、100%にならないのはなぜか。	耐震化率は、優先順位1から9段階のうち、優先順位8が完了する令和44年に98.8%となり、以降の耐震化率は上昇しない。これは本実施計画が、第2期第1段階管路を更新対象に含んでいないことが理由になる。第2期第1段階管路は、創設期管路と比べて管路が新しいことで、更新対象から除いている。この第2期第1段階の管路は布設年度が新しいのに加え、大半が耐震管になっているが、一部において耐震管ではない水管橋等があり、その部分が残りの1.2%となるため、98.8%で推移する。	-	-
	(12)		本計画で第2期第1段階を更新対象としない場合も、耐震化率は最終的に100%にすべきである。概要版P8の施設更新実施期間では、基本計画の耐震化を令和30年度までと記載しているが、それがトーンダウンして、耐震化をできるだけ早期に完了と記載されている。実施計画で第2期第1段階を更新対象から除外するのであれば、更新対象のうちで管路耐震化率を算出すれば、耐震化率100%が達成できると考えられるため、管路耐震化率について検討をしていただきたい。	本実施計画の管路耐震化率は、更新対象としない管路を含めた全管路を対象としているため、耐震化率1.2%が残ることになる。管路耐震化率の対象を、更新する管路とするか、全管路とするかで、誤解が発生するため、どのように表現するかも踏まえて検討する。	○	管路耐震化率は、全体管路を対象に推移を示す。耐震適合管の区分に必要なK型継手との仕分け作業を進め、その結果を計画に反映する。
	(13)	佐藤委員長	概要版P30、環境・コスト縮減・長寿命化に再生可能エネルギーの活用で脱炭素化の推進を追加したらどうか。	「再生可能エネルギーの活用」に「脱炭素の推進」を追加する。	○	概要版P30に左記内容を、修正・追記する。
	(14)		概要版P31、エ)「事業計画の見直し」で、最初の「実施計画は、」の後ろに「PDCAをしっかりと回すとともに」を追記してはどうか。	「エ)でPDCAをしっかりと回すとともに」という内容を「実施計画は、」の後ろに追記する。	○	概要版P31に左記内容を、修正・追記する。
	(15)		概要版P31、オ)の「差異が生じることが考えられる」の後ろに「また、インフレ、(継続的な物価上昇)、経済状況の変動も事業費に影響を及ぼす」を追記してはどうか。	「差異が生じることが考えられる。」の後ろに、「また、インフレ(継続的な物価上昇)、経済状況の変動も事業費に影響を及ぼす」を追記する。	○	概要版P31に左記内容を、修正・追記する。
	(16)		概要版P31カ)「新技術の活用」で、「水道事業においては全国的に職員が減少する中」を、「水道事業においては、技術職員などの人材確保が難しくなる中、新技術を導入・活用することにより」にして、適用可能な技術を見定めた上で導入・活用するように検討すると変更をしたらどうか。	カ)を「水道事業においては、技術職員など人材確保が難しくなる中、新技術を導入・活用することにより」と変更し、適用可能な技術を見定めたうえで、導入・活用を検討するに修正する。	○	概要版P31に左記内容を、修正・追記する。
(17)	秋場委員		概要版P30、P31の策定後の進め方における新しい環境、持続性などの課題への対応として、具体的な対応策が挙げられていますが、南海トラフ地震への対応として重要な「水道施設の耐震化や停電対策」に取り組むことを明記してほしい。	本実施計画は、耐震化計画と施設更新計画を統合しており、南海トラフ巨大地震を想定した計画としていることから、「水道施設の耐震化」は、P30の図4-5の青色矢印内の「実施計画」に含まれるので、これの下に「水道施設の耐震化」等を注記する。 水道施設の停電対策については、P31のイ)において、停電対策を検討することを追記している。このことを踏まえてどの部分に詳しく停電対策の内容を入れるか検討する。	○	概要版P30の図4-5に施設の耐震化を追記する。 概要版P31のイ)に停電対策の内容を記載する。

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
⑥事業の実施効果と策定後の進め方の審議	(18)	山下委員	概要版P30、表4-1の「コスト削減」の検討内容はどれにあたるか。	コスト削減に関して、耐用年数の長い施設の構築により、ライフサイクルコストが下がる効果があり、コスト削減となる。 高効率、省エネルギー機器等の採用により、ランニングコストの削減効果がコスト削減につながる。 直接的でわかりやすい内容となるように、この部分の表現を修正する。	○	概要版P30にコスト削減に関する内容を左記内容のように、修正・追記をする。
			概要版P31、使用水量の見直しについて、「更新に伴う計画水量の見直しは出来ない。」とは、使用水量は基本水量を超えて増量はできないということか、使用水量は、基本水量までは増量できる解釈で良いか。	各段階の更新により供用されると、送水能力は、更新に伴う計画水量に移行する。移行前において、使用水量が基本水量まで増量するには、受水点ごと、水理的に送水可能であることが条件となる。移行後において、使用水量は、更新に伴う計画水量まで、増量ができることとなる。	-	-
	(19)		概要版P31、浄水場更新計画の見直しについて、浄水場の一部施設が、土砂災害警戒区域であることへの対策は明記するのか。	相賀浄水場東側の裏山は、土砂災害警戒区域等に指定されており、土石流の対策として、砂防堰堤等が設置されているが、がけ崩れ等の対策は行われておらず、企業団は現地調査と定期的な点検を実施している。 現在、県土木に対策の要請をして、一部事業が動いているが、これ以外の箇所に変状を確認した場合、さらなる対策を求められる状態になる。このことから、浄水場の更新計画の見直しにおいても、裏山の土砂災害計画区域等に対する対策を追記する。	○	概要版P31、イ) 浄水場の更新計画の見直しにおいて、浄水場裏山の土砂災害計画区域等に対する対策を追記する。
	(20)	鎌田委員	企業債残高対給水収益比率において、他事業体との比較をしているが、耐震化率や浄水場稼働率等においても、同様の比較が可能であれば、検討をお願いしたい。	耐震化率や健全度等、全国平均を目安として、可能な範囲で比較できるように検討する。	○	浄水場稼働率や管路健全度においても、全国平均に対する比較検討をする。